

特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵に関する特区申請について

管理コード	1020040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくするための施策 (天敵特区)	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1008010
提案主体名	(国)高知大学	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	農林水産省 環境省
該当法令等	農林水産省・環境省 告示第一号(平成15年3月4日)(一)
制度の現状	<p>天敵は使用場所と同一の都道府県内(離島の場合は当該離島内)において採取されたものであれば、農薬取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定農薬として定められている(平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第1号)。さらに、他の都道府県(離島の場合は当該離島内)において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖は行われないう指導している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農薬取締法で規定される特定農薬の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農薬として取り扱ってほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シトウの58%になっている(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で市販されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農薬として扱われ、農薬登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農薬登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕食するタイリクヒメハナカメムシの場合、10a当たり1000頭放飼が基本とされている。これに見合う土着のカメムシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農薬では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、実験室等で維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農薬の出荷額は都道府県で第一位(農薬要覧2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル的事業になりうる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	IV
<p>特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農薬として使用することを認める方向で検討する。</p> <p>具体的には、本年度中に天敵の増殖方法や天敵の配布・使用実態について調査を行い、調査の結果安全性等が確認されれば、所用の対応について検討する。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>貴省からの回答によれば、「調査の結果安全性等が確認されれば、所要の対応について検討する。」とあるが、安全性の確認方法や主体等の調査内容及び本年度中に講じられる措置について具体的に示されたい。</p> <p>また、高知県内の特定地域をモデル地区(天敵特区)として、増殖させた土着天敵の実態調査を行い、データ集積の上で全国展開する等の方法をとることにより措置の迅速化が図れるのではないかと提案者の意見について、改めて検討の上回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>特区ではなく、全国レベルでの対応をご検討いただけるとの回答に感謝いたしております。しかし、ご回答いただいた内容を実際 20 年度中に実施できるのでしょうか。それよりも、高知県を天敵特区として高知県内の特定地域(具体的には高知大学の研究に協力いただいている安芸郡芸西村など)において 1-2 年のモデル事業で、高知大学等有している増殖した土着天敵の配布を行い、効果判定や環境影響調査などのデータを集積した上で、いずれは全国で展開するといった方が具体性があると思うのですが、いかがでしょうか。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	IV
<p>増殖させた土着天敵が他の都道府県で配布・使用された場合、生態系の影響が懸念される。従って当該天敵が当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保した上で全国的に使用を認める方向で検討する。</p> <p>具体的には、今後、提案の関係者及び都道府県と連携して増殖方法や天敵の配布・使用計画などを調査し、増殖させた天敵が当該都道府県以外に配布・使用されないことを確認した上で、20年度中に全国的に使用を認めることを内容とする天敵に関する解釈通知を発出する方向で検討する。</p>				

「特区、地域再生、規制改革集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 規制改革推進室

政府では、国の制度改革等に関する提案(要望)を本年6月に募集いたします。(特区、地域再生、規制改革に係るもの)

1. 趣旨

政府では、国の制度改革等(規制改革や地域の活性化)に関する提案(要望)を一元的に、集中して募集いたします。

2. 提案(要望)の主体

地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提案(要望)を提出いただけます。なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成20年6月2日(月)から6月30日(月)正午まで
(詳細については、**11. 募集締切** をご参照下さい。)

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 提案(要望)募集担当
<住所> 〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階
<電話> 03-3539-2195
<メール> toc@cas.go.jp

特区・地域再生とは →	そもそも構造改革特区とは？何のために？
地域再生の現場から →	
構造改革特区の事例 →	【特区とは？】
地域再生計画の事例 →	特定の地域にだけ全国一律の規制とは違う制度を認める仕組みです。
特区本部 HPリンク →	
地域再生本部 HPリンク →	【効果】

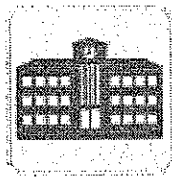
▲ TOP

【特区とは？】
特定の地域にだけ全国一律の規制とは違う制度を認める仕組みです。

【効果】

1. 特区の成功事例により、全国的な規制改革に波及させ、国全体の経済を活性化
2. 地域の特性・ニーズに応じた多種多様な取組みにより地域経済が活性化

【メニューの例】



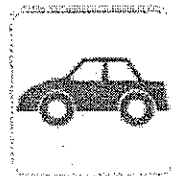
株式会社等による学校設置

(全国で31の特区が誕生)

株式会社等が学校の設置主体となることが認められたことで・・・



株式会社が大学や専門職大学院を開校して、高い専門性を持った人材を輩出し、卒業生や科目履修生から多数の起業が期待され、地域の活性化につながる！



NPO法人等による有償ボランティア輸送

(全国で75の特区が誕生)

NPO法人等による高齢者、身体障害者のセダン型車両を使用した有償ボランティア輸送が可能となり・・・



身近な地域でより多くのきめ細やかな福祉サービスを受けることが可能に！
(NPO法人による福祉車両を使用した有償ボランティア輸は全国で可能)

◀ Back

Next ▶

▲ PAGE TOP